

院内撮影等について

本院では、来院者や職員のプライバシー及び個人情報の保護、並びに施設の安全管理の観点から、無断での撮影・録音等を禁止しています。院内における撮影・録音等（以下、院内撮影等という。）の手続き及び院内撮影等を行う場合の留意点等は下記のとおりですので、院内撮影等を希望される場合はご確認ください。

｜院内撮影等を希望する場合の手続き

1. 職員が院内撮影等を希望する場合

- （１）原則、病院長までの許可が必要です。事前に申請してください。ただし、一部申請が不要な場合がありますので、下表をご確認ください。

院内撮影等の目的	事前申請の要否
教育、研究、診療のため	申請不要（手術部内での撮影は手術部への申請が必要）
行事（研修会、イベント等）の記録のため	申請不要
診療科等の広報のため	要申請
取材に伴う撮影	要申請（広報・企画係を通して依頼を受けた場合は不要）
許可された兼業に伴う撮影	要申請

（２）申請方法

- ・必要事項を記載して、メールで広報・企画係へ申請してください。
- ・ご連絡いただく必要事項は、①撮影日時、②撮影場所、③被撮影者、④撮影の目的、⑤撮影を業者等が行う場合は業者名、⑥WEB への公開予定の有無です。
- ・必要事項が網羅されていれば依頼書、企画書等の写しの提出でも可とします。
- ・取材に伴う撮影の場合は、取材報告専用フォームを事前に入力してください。事前に取材報告専用フォームを入力していただければ、メールでの申請は不要です。
「13. その他参考となる事項」に院内撮影がある旨と撮影場所の詳細を記入してください。

2. 患者さん等から院内撮影等の希望があった場合

- ・治療等の面で問題がないことを確認させていただくため、医師、歯科医師及び看護師等の医療従事者から広報・企画係へ申請してください。
- ・必要事項については、職員の場合と同じです。

｜院内撮影等を行う場合の留意点

事前申請が不要な場合でも、院内撮影等を行う際は下記に留意してください。

1. 被撮影者及び写真等に写り込む可能性がある者には、事前に承諾を得ること。
事前に承諾を得ていない者が写り込んでしまった場合は、事後承諾を得ることとし、承諾が得られない場合は写り込んだ写真等を削除すること。
2. 個人情報が写り込まないようにすること（名札、書類等）
個人情報が写り込んでしまった場合は、該当の写真等を削除するまたは公開時に個人

情報が認識できないよう処理すること。

3. 事前に許可を得た場合は、許可された日時・場所で撮影等を行い、写真等を目的外で使用をしないこと。
4. 撮影した写真等を無断で HP や SNS 等に掲載しないこと。
5. 院内撮影等を行うのが院外者の場合は、個人情報の取扱いに係る誓約書を提出すること。

｜ その他

1. 「病院内での撮影・録音禁止」のポスターが必要な場合は、PDF を掲載しておりますので、適宜ご利用ください。
ポスターの PDF
2. 不明な点がある場合は、広報・企画係へご相談ください。